

演劇学科実習授業等における
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和 2 年 8 月 1 日 版

作成：日本大学芸術学部演劇学科

(1) はじめに

本ガイドラインは、日本大学本部より7月21日に示された「大学等におけるキャンパスでの授業実施等に向けたガイドライン（第3版）」（以下 本部ガイドライン）に則り、日本大学芸術学部演劇学科が対面での授業再開にあたり、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として学生および教職員の安全と安心を第一として実施すべき基本事項をまとめたものとなっています。

演劇学科の実習を中心とした授業は特に密閉、密集、密接という3密の条件が揃いやすい環境であります。このことを演劇学科全教職員が理解した上で、本部ガイドラインにも示された「新しい生活様式」に対応し、感染リスクの低減、予防の徹底に主体的に取り組み、かつ学科授業の創造性を担保することが、教育機関として、地域芸術文化の拠点として、社会的役割を果たすことだと考えています。

※ 本ガイドラインは新型コロナウイルス感染症の状況や日本大学本部、日本大学芸術学部の指針により適宜改定されるものとします。

(2) 演劇学科が講ずる具体的な対策

1) リスク評価について

演劇学科は、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染（①）、飛沫感染（②）について学生と教職員、大学の機能維持に従事する者を含めた動線や接触等を考慮したリスク評価を行います。加えて実習発表が県境をまたいだ人の移動が惹起されることを踏まえて、中ホール及び小ホールに対して集客施設としてのリスク評価（③）及び地域における感染状況のリスク評価（④）を行うものとします。その際、東京都において示される対応とリスク評価③④に基づいて、実習発表の実施の可否について判断します。（日本大学本部及び芸術学部から中止の判断があった場合はその指示に従います）実習発表を中止すべきとの判断に至った場合は、速やかに来場者等にその旨を周知します。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する可能性が高いものをその頻度によりリスト化します。

例) テーブル、椅子、ドアノブ、電気スイッチ 等

② 飛沫感染のリスク評価

本部ガイドラインにある2mの対人距離を保つことが困難な場所については換気機能の向上を図るなど、状況を評価します。

例) 地下の実習室のリスク評価

③ 集客施設としてのリスク評価

実習発表の実施にあたっては、県境をまたいだ人の移動が見込まれるか、入退場を人の滞留を長時間発生させずに行えるか、これまでの来場実績を考慮し、評価します。

例) 来場者への事前の情報提供 開場時間の変更 制限退場の実施

例) 終演後の面会方法の変更

④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において（練馬区及び隣接する特別区）の感染状況を踏まえた学部施設への影響について日々確認し、評価します。

演劇学科は、リスク評価①②を踏まえ、実習発表、稽古等を含む実習授業関係の実施及び学科施設の管理に際し、以下の措置を講じ、学生、教職員、大学の機能の維持に従事する者への指示、来場者への周知を図ります。

2) 学生、教職員に対する対応策

① 学生、教職員に対する感染予防策の事前周知の実施

a. 本部ガイドライン 2 感染防止の基本的事項の実施（以下①から⑤本部ガイドラインより）

- ① 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）を空ける。
- ② 会話をする際は、真正面を避ける。
- ③ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用する。
- ④ 手洗いは30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗う。（手指消毒薬の使用も可）
- ⑤ こまめな換気を行う。

b. 本部ガイドライン 3 徹底すべき事項の実施（以下①から⑥本部ガイドラインより 一部要約）

- ① 教職員は、マスクの着用を必須とする。授業等に限らず、常時の着用と基本とする。
- ② 入構する者は、マスクの着用を必須とする。マスクを置く際の清潔なビニールや布等の携帯も合わせて周知する。
- ③ 2 感染防止の基本的事項（上記①から⑤）を掲示等により周知する。
- ④ 体調不良により授業へ出席できなかった学生に対して、履修上影響のないよう、教職員側で対応を統一しておくことと、学生に対しては、欠席へのハードルを下げるために具体的な申出方法を明示するなど、周知徹底し、体調不良者の入構を未然に防ぐ。
- ⑤ 熱中症対策として、マスクの着用により、喉の渇きを感じにくくなるため授業中の水分補給を促す。マスクを外す際は、マスク表面を触らないように片側のヒモを外し、水分補給後はすぐにマスクを着用する。
- ⑥ 施設等の換気を実際に行うため、基本は窓または扉を2か所開放して換気を行うこととし、機械換気についても外気を十分に取り込めているか改めて確認する

c. 検温とその記録。

「[日本大学健康観察システム](#)」により、日々の健康管理を行っている学生のみが入構の対象であり、上記システムと授業毎に記録する検温表によって学生の健康状態を把握します。

（教職員は出校時の検温等により管理）

- d. 37.5 度以上の発熱がある場合は自宅待機とします。
- ※ 発熱に加えて下記の症状に該当する場合も同様とする
- ・咳、呼吸困難、倦怠感、咽頭痛、鼻水、鼻閉、味覚、嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐等
- e. 演劇学科実習等に関係する者について、氏名及び緊急連絡先を把握するために名簿を作成します。また、関係者から感染者が発生した場合などに、氏名、緊急連絡先及び検温記録等の情報について、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供することをご了承ください。
- f. 過去 2 週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある者は、実習等に参加できません。
- g. 感染が疑われる者が発生した場合の対応策
- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室（学部保健室、北棟更衣室 C 等）へ隔離します。
 - ・ 対応する者はマスク、手袋の着用を徹底します。
 - ・ 速やかに、学部庶務課へ連絡し、指示を受けます。
- h. 本ガイドラインを、全員に周知徹底します。

3) 稽古等を含む実習授業関係について

① 稽古場立ち入り人員の制限と管理

- a. 実習発表に直接関係のある者しか稽古場に入れません。
- b. 稽古参加者は、その日に必要な最小限度の人数とします。
- ※ 各実習室及び稽古場における最大許容人数は別紙参照。
- c. 稽古場立ち入り者全ての連絡先について、一時的に来訪する外部関係者を含め、把握します。
- d. 当日の稽古参加者名簿を作成します。
- ※ 稽古場とは実習室、中ホール、小ホール、中ホールロビー、大道具製作室を指す

② 稽古場施設の接触感染・飛沫感染、換気対策

- a. 実習室等入口及び実習運営室受付に手指消毒液を設置します。
- b. 実習室等の鍵の貸し出し時には、除菌シート等で鍵の拭き取り、消毒をします。
- c. 実習室等の扉は可能な限り開放し、換気に努めます。
- 創造性を担保するために扉を閉める場合は、定期的な換気の実施や、サーキュレーターの使用などにより換気機能の向上を強化します。
- d. フィットングルームの使用は可能な限り減らすように周知します。
- e. 待機スペース（地下実習室前のスペース等）では最低 1m の対人距離を保ちます。
- f. 稽古場での食事は禁止します。
- g. 稽古終了後、稽古場の消毒、換気を行います。

④ 稽古内容における対策

- a. 外す必要がある状況以外、全員原則としてマスク（場合によりフェイスシールド）を着用します。
※ 稽古場に予備を準備しておく
- b. 可能な限り間隔を広く開けて稽古を行います。
- c. 休憩の頻度を増やし、休憩中は手指の消毒、換気を行います。
- d. 参加人数が多くなるシーン、密接なコンタクトが必要シーンの稽古は極力短時間に抑えます。
- e. 衣装、小道具を扱う人数は絞ります。

⑤ 公演内容における対策

- a. 密な状況となる演出を極力避けるように演出家、振付家に相談します。
- b. 来場者と接触するような演出は行いません。
- c. 客席をアクティングエリアにしません。

4) 実習発表関係について

①仕込み作業及び舞台稽古期間の感染対策

- ※ 基本的には稽古等を含む実習授業実施期間と同様の方針を継続します。
劇場での仕込み作業と舞台稽古に特化した部分のみ記載します。
 - ※ 大人数が一か所に長時間滞在し密集を作ることを避けるため、余裕のある実習発表計画を作成します。
- a. 大道具製作への参加は必要最小限とします。（原則 指導教員と履修者のみ）
 - b. 劇場での仕込み作業への参加は必要最小限とします。
（原則 安全管理業者、指導教員、履修者のみ）
 - c. 更衣室・スタッフルーム・劇場立ち入り人員の制限と管理。
※ 稽古場と同様に入退室を記録します
 - d. 更衣室・スタッフルーム・舞台の飛沫感染・接触感染対策、換気対策。
※ 更衣室・スタッフルームのドアを開放して、パーテーション等で目隠しします。
 - e. 更衣室の化粧台に必要な応じ、間仕切りを設置します。
 - f. 人数の多い更衣室、密度の高いスタッフルームについてサーキュレーターを用意します。
 - g. 手洗い・手指の消毒を励行し、楽屋廊下等に消毒液を設置します。
 - h. 稽古終了後、各更衣室・スタッフルームを消毒、換気します。
 - i. 稽古終了後、舞台上、客席も消毒、換気します。

② 本番期間の感染対策

- ※ 基本的には稽古等を含む実習授業実施期間と同様の方針を継続します。
本番期間に特化した部分のみ記載します。
- a. ロビーでの面会は自粛もしくは、時間制限を行うなど感染防止に努めます。

- b. プレゼント、花束 等の関係者への心遣いを自粛頂くように周知します。
- c. ロビー及び客席において来場者と接する学生、教職員はマスクもしくはフェイスシールドを着用します。
- d. 来場者へのパンフレット等の受け渡しやアンケートの回収は、事前準備や回収箱の設置などで対応します。
- e. 更衣室に設置されているシャワーは、使用者が使用後に演劇学科が設置した消毒液等を利用して消毒を行います。
- f. 更衣室内での食事は禁止とし、公演ごとに設置する飲食エリア及び学生食堂を利用します。
公演ごとに設置する飲食エリア及び学生食堂での注意事項
 - ※ 人との間隔が2m（最低1m）となることを目安とし、対面着席を避け、広さに応じて入場制限します。
 - ※ 学生が長時間滞在しないように対策を講じます。

参考資料

- ・ 劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
公益社団法人全国公立文化施設協会(2020年5月25日付)
- ・ 新国立劇場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン (2020年6月5日付)
- ・ 世田谷パブリックシアター 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン (2020年6月15日付)
- ・ KAAT 神奈川芸術劇場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン (2020年6月18日付)
- ・ 事業者向け 東京都感染拡大防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて (2020年6月19日付)
- ・ 事業者向け「東京都感染拡大予防ガイドブック」劇場 音楽堂等 編 (2020年6月26日付)